

まして、レーダーの研究費をとっておりますけれども、その項目を二、三申し上げたいと存じますけれども、一つは、大気中の伝播特性及び目標反射特性に関する基礎資料を得るための研究、それから水中におきます伝播の解析を行なうといううなための特殊な資料、それから半導体発振阻止の研究といしまして、発振阻止の製作技術に関する研究、あるいはバルス及び冷却装置の改良、その他という研究項目がございますが、さらにレーダーの試験装置等の費用というようなものを含めまして、四十年年度約二千万の予算措置をしております。そういった研究を今後進めていきましてから、初めて具体的な成果と申しますか、見通しが出てくるものと考えております。

○鈴木強君 かつて日本の旧海軍のほうに、日黒に海軍技術研究所というのがございました。そこでは、すでに、数秒ないし数十秒間の間に、動物実験等の結果、ネズミでしたら数分ですね、それによって殺害できたというところまで、日本のレーダー研究というものが行なわれたと聞いているんですが、そういった過去の基礎研究というものは生かされているんですか。そういった技術というものは保存されておいて、その上に立って、いまの開発というものが、大気中のもの、あるいは水中のもの、いろいろいま御説明いただいたような、そういう開発研究にいま進んでおるのでございましょうか。

○政府委員(國井眞君) 過去の資料、研究等で、できる限り入手できるものはそれを取り入れてやるということ、もちろんでございますが、ただ、私もねらっておりますのは、ただいまお話に出ましたような、動物を殺害するという、あるいは殺傷するという目的での研究は一切いたしておりませんので、すべて通信あるいはレーダー等への応用研究という面で研究をいたしております。その際、過去の資料等、入手できるものはできるだけ出すというのには当然であろうかと思いますが、具体的にどの程度のどういう項目についてということ、現在、私、資料ございせんので、お答

え申し上げかねるのでございます。

○鈴木強君 装備局長さんに政治的な御質問をするのはどうかと思ひますので、私はその点を差し控えますけれども、しかし、かつてソ連のフルシチョフの、おそるべき電波兵器をソ連は開発しているという話があったときに、新聞、世論が直感したのは、殺人光線ではないか、こういうことが新聞でも報道されました。したがって、私は、レーダー等の開発は、当然将来そういった武器として開発されていくということは、これは必然的な姿だと思ふんですよ。当面、通信その他——そういう人畜を殺戮するがごときものには使わないと、これはそうだと思いますよ。しかし、そういう方向までこれは研究開発が進むのだと、私はそう思ふんですよ。ですから、いずれの日にか、そういう論議がなされるのではないかと、いふうちに私は老婆心ながら思ふんですが、そこまでのことをあなたに質問をしても、答弁の限りではないと思ひますから、私、そういう質問をしませんけれども、そういうおそるべきレーダーというものであるということとは、私も十分認識しているわけですよ。したがって、こういう防衛庁における研究開発ということについては、そういう面からの私たちが心配が出てくる。かといって、たとえば通信を設備した場合、それが軍隊に使われる、したがって、そういう通信をいまからやっちゃいかぬという、そういうばかげた論は私いたしませんけれども、そういうものとも相通する点もあるわけですよ。平和産業として開発されたものが、間違つていくと原子力も人を殺すことになるということに通ずるわけでありまして、そういうレーダー開発に危険のあることを、私はここで念のために申し上げておきます。

それからもう一つ、レーダーのほうにつきましては、これは電波の定義との関連で三百メガサイクル以上の高周波数というものを使用していくと、高周波電力によってレーダーというものはいくと思ふ。現にお聞きしたいのは、レーダーサイトトで、米軍から日本が引き継いだレーダーサイト

は、どの程度の出力を持っているんですか。で、周波数はどの程度のものを使っておりますか。これをひとつ御説明願ひたい。

○政府委員(國井眞君) ただいま御質問の趣旨は、おそろく、現行の電波法の規制範囲をこえるような周波数に結果としてなるようなことをやっておらないか、こういう御質問だと存じますが、私も、周波数につきましても、現在使っておりますのは、電波法規制内のものばかりでございます。

なお、出力等を考慮に入れて、結果として外にはみ出すかということにつきましては、そうならないというふうに考えております。

○鈴木強君 私はかねて、やめられた加藤防衛局長の当時にお尋ねしたことがございましたが、当時、運行されているレーダーサイトの周辺の約二百メートルぐらゐは、人間も危険で近寄れないという警告を聞きました。ですから、それに対して一体どういう予防措置をしているかというお尋ねをしたのですけれども、何か立て札を書いて注意しているとか何とか言っておりまして、しかし、目に見えない電波ですから、かりに二百メートルか何百メートルか、距離を私は明確に覚えておりませんが、少なくとも百メートル以上の至近距離に、もし人間が立ち入った場合には人体に障害を与える、そういう強力な超電波が発射されていることを知っているわけですよ。これがはたして三百メガサイクルの範囲内でやっているのかどうか。私は少なくともレーダーは、レーダーと違つて三百メガサイクル以上の高周波数というものが当然使われていると思うのです。その点については、それは絶対間違ひないですか。

○政府委員(國井眞君) 規制範囲内の三百メガサイクル内でございます。

なお、先ほどお話のございましたレーダーサイト等の障害防止等の措置につきましては、有刺鉄線を張るというようなこと等の措置をとって、万全の措置をとっておりますし、現在まで、まだ事件も発生しておらないという状況でございます。

○鈴木強君 時間が、あなたのほうも急いでおるし、私もすいぶんお待たせしたから恐縮に思ふのですが、もう少し突っ込んでお尋ねしたいと思うのですが、問題は、防衛庁がいま使つておるレーダーサイトの周波数が三百メガサイクル、要するに、電波法上の規制範囲内であるということをおっしゃるのだが、はたしてそれでいいのかどうなのか、将来に向かつてもっと高周波数が実際に使われることになるのじやないですか。だから、あなたのほうでは、かりに三百メガサイクル以上の電波法上の規制が、数百万メガサイクルになれば、もっと大きなものを使えるということでしょう。ですから、そういう意味において、いま電波法上規制されているから、やむを得ず三百メガサイクルに押えているのだ、こういうふう

に理解していいですか。この点はどうですか。

○政府委員(國井眞君) 現在におきまして、それをはみ出したそれ以上のものを使用するというような計画は、現在においては持っておりませんが、いまして、現行の法律の範囲内で現在のところ十分やっていると、かように考えております。

○鈴木強君 そうしますと、米軍から引き継いだレーダーサイトで、何百万メガサイクルになつてゐるのか、それはいま幾らのを使つておりますか。

○政府委員(國井眞君) 具体的にサイクル数を申し上げることは、ちょっと私も差し控えたいと思ひますが、大体使用しております周波数は、数千メガサイクルでございます。

○鈴木強君 それは何方所でございまして、米軍から引き継いだものは。

○政府委員(國井眞君) サイトを補整して引き継ぎましたものは二十四カ所でございます。

○鈴木強君 それから、四十年度中に新しく設置するというのはございまして、これは。

○政府委員(國井眞君) これはございせん。○鈴木強君 そうしますと、二十四カ所以上、これから数年間の間に新たに設置していくという計

正しからざるが行なわれておるようにも察せられますので、一応これをためていくという考え方が正しいではないかというように考えました。つまり、極端なことを申しますという、講習に出て講師に行く。行った職員がまた採点をする、試験問題を出すというところに、どうしてもやはり国家試験としての權威の上からいって、許すべからざるが行なわれる素地ができるのではないかとようなことを、だんだん追及してまいりますという、さような懸念もございまして、これはその人その人のだけの一つの免許で、何もほかに害を及ぼさないということでも、国家がこれを免許して保証するような、少なくとも資格を世間に公表して、そうして、これだけの資格のある人ですということを公示、発表いたします以上は、やはりその試験そのものの權威のあるものでなければならず、国民が信頼するものでなければならぬ、かように考えるのです、やり方によりましては、やっぱりこれは試験の問題を出す者と、あるいは講習に行く者と、また、それを採点する者がごっちゃになっている場所によりましては、ほとんど職員の大部分というものが講師に出かけている。それがまた採点をする、問題も自分が出すというところに、いかなる不正が起きまして、検査当局からもずいぶん注意を受けたわけであります。

申し上げましたように、角をためて牛を殺すようなことばかりしてはいけませんので、十二分に実情に即するように勘案をしていく、しかし、あんまり行き過ぎはいけない、行き過ぎをしない程度において、実情に即するようにしていきたい、かように考えているわけであります。

○鈴木強君 この問題は、かつて光村委員からも質問のありました問題ですから、一級、二級通信士あるいは技術士の試験についての問題の扱い方は、これは日本無線協会というのですか、日無線と言われている、こういったものとの関連で、私はあとからまた質問いたしますけれども、それはいいんです。そういう意味において、国家試験運営委員会というものををつくられて、大臣が主宰されていくという、そのことについては、私はいいと思います。私は再びあいつのこと、少なくとも国家試験の問題が漏洩して、そのことによって汚職が行なわれたなどということは、許すことのできないことですから、それを予防するためにやられたことはいいのですけれども、だからといって、特殊無線技士制度というのは、十年前につくられたものであって、しかも、これが非常に僻地の、北海道とか九州とか、漁村を中心としたところの人たちが希望する技術試験なんですね。したがって、どうしても、これについては郵政省がめんどろを見なきゃならぬということから、あなたのほうでは、郵政省設置法第四十二条の二十四、電波の利用を助成し、及び促進すること、こういう促進するという、この法律根拠に基づいて、具体的には電波局の人とか、それぞれの監理局を通じて講師を派遣し、そして講習をやっておったわけですか。そうでしょう。そういう根拠規定について、りっぱに申し開きがあつて十年間やっておつた。しかも、それ、たつた一回でも不正行為があつたかという、ない。そして今日、日本の漁業無線とか、あるいは特殊無線とか、電力会社、警察庁あるいは電電公社、こういったものに該当する技士の育成につきましては、偉大な貢献があつたと思う。そのことによって業界が発展し

てきたと思うのです。そういう偉大な貢献をした人たちが、一部に日無線を通じて、そういった問題の漏洩等によって、全部の職員が、おまえらにこれをやらしておくと何するかわからぬという形になって、一切講習を拒否するということは、私は行き過ぎだと思ふのです。あなたが言われたように、かりに、この行き過ぎが特殊無線技士の中に、おいてあつたというなら、この論議をやめます。しかし、そういう行き過ぎが、十年間の過去の歴史にありましたか。ただ、こつちにあつたから、心配をやつたということではないですか。予防措置としては、ほくも少し行き過ぎだと思ひます。それなら、大臣の趣旨をよく理解して、職員側と、これは労働組合もあるわけですから、管理運営事項であるかないかは別として、やはり趣旨というものをよく大臣から説明をして、納得してもらつて、世間の批判をこの際受けるために、むしろこうしたほうがいいのではないかと、むしろおやりになったほうがよかつたと思ふのです。ところが、やってみたら、検定課の職員はやつてはいかぬ、他の部門の人はそれぞれ仕事がありますから——年間二万人も希望者がいるのです、その人たちに、日本の電波の利用助成と促進をやるためのめんどろを郵政省が見ておる。現に社労委員会でも通りました作業療法士、理学療法士という法律案が通りましたけれども、これなどは、厚生省が主催をして各都道府県で講習をやるのです。それに旅費まで出している。そして療法師士の国家試験を受けるための講習におきまして政府がめんどろを見ているのです。これは当然のことです。ほくら賛成をした。そういうことが何かしら不正につながれて、講習をやることが何かが行き過ぎがあつて汚職につながるといふふうにか理解されることは、私は、一生懸命やっている諸君から見ると、ずいぶん腹の立つことだと思ふのです。そういう点がどうも私は納得できない。あなたが言われるように、かりにも特殊無線技士の試験、講習において、そういう行き過ぎがあつた

○政府委員(宮川岸雄君) 御指摘のように、特殊無線技士の点につきましては、確かに非違ということにはなかつたわけでございまして、それからまた、特殊無線技士というものの講習会というものが過去において果たしてきた役割りというものも、先生の御指摘のとおりでございまして。ただ、あのときに、この問題が起きましたときに、

「理事横川正市君退席、委員長着席」世間のいろいろな批判というものの中にも、やはり検定に携わつておる者が講習をする、講習に行つて、それが出題をしたり、採点をするのはおかしいのではないかと、いろいろな批判があつたことは事実でございまして。そういうような点を勘案されまして、大臣がああいうような措置をとられた、先ほど大臣御説明のとおりでございまして。その場合において、検定課職員以外の職員が講師に出るということにつきましては、これは禁止してはなかつたのでございまして、ただ、その点につきましては、部内の問題でございまして、労働組合との関係におきまして、一部講師の派遣が滞りまして、そのために講習が少しくれたというふうなこともありましたことも事実でございまして。その後、全般に検定関係の問題につきましての部内の処置、出題、採点、その他のものをもう一度厳正な立場において再検討いたしました、そして出題は、その従事者の段階によりまして出題者の責任というものををはつきりさせる、ある場合においては、いままで地方でやつたものを本省でやるのか、あるいは、いままで課長クラスでやつたものを部長に上げるといふような、いろいろな措置をいたしたわけであります。そういうふうにしたしまして、一応全体の体制も整いましたので、いまの特特殊無線技士の問題につきましても、先生御指摘のとおり、いままでのこの経過というふうなもの、考えまして、直接に試験と関係のない者は、講習の講師に出ることを認めようじゃないかというようにいたしましたわけであります、現在は検定課の職員でありまして、試験と関係がない形に

おきましては、講師として出られる道も請じてお
りますし、この点につきましては、労働組合とも
いろいろ話しまして、現在はいくその点は両者の
間の意見が一致いたしまして、円満に講習が行な
われている、こういうことでございます。決して
全体を、組合員といいますが、職員全体を被疑者
扱いというようなことは毛頭考えたくわけではござ
いませんし、現在、もうすでにその一部の行き過
ぎを是正いたしました、ただいま大臣が言われま
した、行き過ぎでもなし、そうかといつて、あま
りに世間から批判を招くようなこともいけな
いし、そこいら辺のことを考えながら、実際に必要
な程度の講習はやっていく。また、先生おっしゃ
るように、省でもそのことの一部としていろいろ
講師を出していくというような形をとっていき
たいというふうな現在やっております次第であり
ます。

○鈴木強君 とう言われようと、あなたのほうで
は、金電波という労働組合があるにかかわらず、
一方的にそういう措置をとった。そこで労働組合
は総反撃を加えた、その措置に対して。それは組
合は組合として、業務命令を出すか出さぬかは別
として、そういうことであつては一切講習は拒否
しようじゃないかということではやり闘争が出て
くる。だから、せっかくやるうという趣旨は、私
は了解したのです。これは光村委員もその点は
指摘されて、よくその点は理解しておる。た
だ、やり方についての点で、たとえば国家試験運
営委員会というもので、従来の国家試験委員会か
ら切りかえて、少なくとも大臣が会長になり、そ
れから次官、官房長、電波監理局長、そういった
人たちが構成する運営委員会の中で、全部問題は
つくるわけでしょう。だから、地方監理局にまか
しておいたものを、全部ここでつくるのです。そ
うであれば、講習に行く人と、それを試験を出す
人と、採点する人と違つてきているわけだから、
そうであれば、そのときにもう少し——おまえら
検定課の職員は、百二、三十名やつておつた職員
は、こつちで不正ができたから、おまえらそのま
まにしておけばあぶないから、全部講習をやらな

いのだという、こういうふうなやり方をやつてい
るのだ、あなた方は。ところが、それに対して反
対があつて、ここの一月か二月ころから組合と
話し合ひをして、それじゃということでもって妥
協してしまつてゐるわけだ。だから、少な
くとも、いまやられたこと自体は行き過ぎだつた
ということ、あなた方自身で認めてゐるのだか
ら、変えたいでしょう。そのことでだれが被害者
かという、私は当時の記録を見ますと、特
に北海道あるいは九州あたりの関係業者はたいへ
ん迷惑しておるのですよ。突如「講習会中止」と
うなる漁船の無線通信「迷惑するのは漁民だけ」
と、これは当時の新聞記事で、「漁民泣かせの
電波行政を直せ」とか、こういうふうな北
海道の「北海経済新聞」とか「水産北海道」とか、
こういう新聞が一斉にそのやり方について批判し
ていますよ。というのは、すでに希望者が相当あ
るものですから、それを集めて、いつ幾日から講
習をやりますというふうなスタンバイしておつ
た。ところが、そういう指令が、通達が行つて、
一切講師は来ない。せっかく設置した講習会はお
流れじゃないか。人を集めても、せっかく船が外
に出てゐるやつを呼び集めてあつたやつもあるで
しょう、そういう漁民にえらい迷惑をかけてお
る。よく、そのやり方について郵政省は反省す
べきだと思つて、そんな十ばかりにや
るのをおかしいですよ。

○国務大臣(徳安實藏君) まあ立場立場によつて
御意見も違ふと思ひます。鈴木さんの御意見も、
私も決して傾聴しないわけではございませ
ん。ただ、郵政省としましては、この試験方法な
り、講習方法なり、出題の点等につきまして、あ
の当時の行き方としましては、やはりこれは行き過
ぎである、これはある部分は是正しなければ世の
指導を受ける場合もあるというふうな考え方を
持ったわけでありまして、特にこれと関連したよう
な問題につきまして、方々で不正な事件も起きま
して、そうして、その根を洗つてみるという、と
幸いにして、ただいまお話しのような点につきま

しては、不正もなく、円満に進んでおるものもご
ざいますけれども、しかし、そうでない方面にお
きましては、やはりそういうことも原因ではな
かつたかと思はれるような、世間に非常に大きな
批判を受けるような問題も起きまして、あるいは
新聞にも相当大きく発表され、あるいは検察等か
らもしばしば注意を受け、そして、じゃ、そうい
うことに、私どものやり方に欠陥があるのではな
かるうかということだんだん調べてまいります
と、いま言つたような欠陥、行き過ぎというもの
を私も発見いたしましたので、一応とりあ
えず、国家試験というものの權威を高めるため
に、やはり非常処置を一番とらう、そうして
漸次、試験方法なりにつきましても、ただいまお
話がございましたが、委員会等をつくりまして、
そして地方にまかせるのでなしに、中央で統一し
て、そして、どこにもこれは漏れることのないよう
な処置をとらうというふうなことをだんだんに進
めてまいりまして、そして組合からもいろいろ話
がございますから、私も決してこれは拒否する
わけじゃございせん、その話に従ひまして私
どもも正すべきものは正しながら、組合の意見も
聞こうじゃないかというぐあいに今後進めてい
こうというふうなぐあいに、順次、実情に即するよ
うにしておるわけでありまして、まあ、あのとき
の非常手段というものが少し思ひ上がった行き方
ではなかつたかという御意見のようでありますけ
れども、私はあの当時のあつた世間の批判が統
統として出ましたいろいろな時点等から考えまし
て、やはり一応あの当時はこういうぐあいに正す
べきではなかつたか、そうして、ここできれいな
姿が出たところで、やはり現実に即するように、
順次、組合とも話し合つて、協力態勢を確立して
いくということが望ましいのではなからうかとい
うように考えておつたわけでありまして、決し
て、あの諸君が不正をやつてゐるからこういう処
置をとつたとか、そういう言い方じゃなくて、管
理者の立場から言つて、ああいうような行き方を
今後正していくべきだ、そのほうが正しい行き方

であるし、こういうふうな試験にも權威がある、
不正もそれで防げるといふような考え方であつた
わけでありまして、まあ、いろいろ御意見もあるう
かと思ひますが、いま申し上げたように、決して
組合側を弾圧するとか、あるいは、その意思を全
然無視するとか——まあ結果においては一時そう
いうこともございまして、これは私どもの
行政処置として、少し違つた考え方であつたかと
いうふうにも思はれる。長い間の習慣で、ただ情
性に流れるおそれもあるというふうな考えもあり
まして、この際、えりを正しまして、じつとこの
手順を定めながら、再検討の上、やつたほうがい
い、こういうふうなことでやつたわけではござい
ます。どうぞ御了解いただきたいと思ひます。

○委員長(占部秀男君) 速記とめて。
〔速記中止〕

○鈴木強君 大臣は非常に問題の焦点をつかんで
おられぬですよ、あなたの答弁を聞いていますと
ね。ですから、私はそうじゃないのですよ、これ
は。だから、私は十年ばかりこれでめしを食つて
おつたものだから、少し深入りしておるかも知
れぬのです。しかし、決して従業員をむやみやたら
にカパーしようというふうな気持ちはないので
す。これは一通、二通という試験については、従
来本省で試験問題をつくつておつたのです。それ
から三通とか特殊無線技士というものは、地方監
理局のほうにまかしておつたわけです。たまたま出
たのが、本省のほうで問題をつくる、重要な国家
試験委員会のことでやつたもの一通、二通に出
たので、あとの三通、特殊無線というものは地方
の監理局でやつておつて、僻地におる漁民の人た
ちに、東京に出てこいとか、どつちに出てこい
と言つたて無理だから、その会社なら会社が人を
集めて、そこでその講習会をやつて、その講習会
で、郵政省から、さつき言つておつた郵政省設置
法第四条によつて、十年間これは各監理局の職員
を派遣して、そこで講習会をやつて、試験をや
つておつた。だから、あなたが言うように、本省自

体でつくったものが漏れて汚職に通じておつたということがある、即ち、地方監理局でやつておつたそのものまでが同じようにやつたところの問題がある。しかし、それはやるのはいが、これまで國家試験運営委員会というので、本省であつたところであることに違つたのだから、だから、講習をやつたつて少しも差しかえないわけなんです、今度は自分でつくつた問題でやるわけじゃないんですから。そういう意味において、一緒にたにあなたが考へておるものだから、なかなか私の言ふことを理解してくれないのです。いろいろ論議をして、九月から十二月まで三ヶ月の間は、講習会全然できなかった。設置法には随時設置法だか規程だつたかには、試験というのは随時やると、こうなつてゐる。それを今度あなたのほうは定期的にやるなんて規則を変へた、理屈をつけて。三十九年十二月二十八日に、必要と認めるときに行なうというので、特殊無線技士の國家試験は大臣が随時行なうというやつを、それをさういふふうに変へて、さうして理屈をつけて、九月から十二月までやらなかつたことが、必要と認めなかつたというふうな方便をしようとして變へてゐるのです。そのために、あなた、ほとんどその間は試験をやらないんです。だから、さういふことは、九月にやつてみたけれども、十二月までやつてみたら、少しも協力してくれないしこれは困つたものだ、そこでいろいろ相談した結果、今度は何か妥協したので、組合と話し合ひして、検定課の人でも行つていいとか、さういふような話し合ひをしてまゐつてゐるんでしょ。だから、そこら辺は少し大臣、さういふ問題が中央のあなたの手元でできることになつたんだから、さうして採点もやるんでしょ、これは。だから、そんな心配ないんです。だから、その講習会に参加することをやめさせたということは、十年間もやつてきた現場の人から見ると、なるほど、向こうのほうで汚職をやつたために、おまえらにまかしておけば汚職やらないかというふうにとれるということは、やはり職員を刺激したんだ

から、さういふことがまづかつたからこそ、やはり九月から十二月までやつたことを變へて妥協したんです、政府でも。妥協したならば、うまくいったわけですから。さういふ点があなたは行き過ぎだ、こゝ言つてゐるのです。考へ方はわかるのだが、やり方が実にあなたのような人情大臣としては考へられないようなことをやつてゐるから、ぼくはこゝやつてしつこく聞いておるのです。あなた十二時から出るさうですから、まあ帰つてくるまで待つておられます、この質問は。さういふことを言つておる。だから、そのところが少しあなたの問題のつかみ方がずれておる。

○國務大臣(徳安實藏君) それは要するに、さういふ三ヶ月なら三ヶ月の過程において、さういふものを正すべきものは正しながら、組合のほうの意見も聞いて行なう、また、やはり正しい意見は意見として聞き、また、私どものほうの正すべきものは正しながら、今後遺憾のないような措置をとつたわけでありまして、もう決してその話はえらい食い違ひじゃないと思ふのですけれども、この問題またあとから機会がありましたら、よく承ります。

○鈴木強君 大臣はちよつとおかしい、それだから。あと十分くらいあるんですか。私はかなり質問は持つておるんですけれども、まあ横川委員の御質問もあるようでございますから、もう少し私はお伺ひします。

そこで一つ私は聞いておきたいのは、それは日無協というやつ——日本無線協会というのがあるのです。これは公益法人で郵政大臣の認可を得たものだと思ふのですけれども、現在の組織です、ね、中央地方のこゝういふものは一体どうなつておるんですか、これを伺ひたいのです。

○説明員(藤木栄君) 日無協は現在、本部が東京にごさいます、地方としましては、現在のところ、東北、北海道、中国、九州、大阪でございまして、まだ非常に弱体でございまして、自分でほとんど講習会を行なうところまではいつていないと思ひます、いつてゐるところもございませ

すけれども。

○鈴木強君 そうしますと、この日無協というのは、一体何を目的としてこれは組織されたものでしょうか。

○説明員(藤木栄君) 日無協につきましては、いろいろいきさつがございまして、最初は運輸省のほうの海技学院というものがございまして、そこで船舶の通信士の養成をしておつたわけでありまして、けれども、實際上、通信士のほうはやはり郵政省のほうで適切だということで、運輸省のほうから郵政省のほうでめんどう見てくれということになりまして、昭和三十四年であつたと思ひますけれども、郵政大臣の認可になりました法人ということで認められたわけでございます。したがいまして、通信士の養成、特に再教育といったものが主体でございます。

○鈴木強君 これは、例の船舶職員法等の改正、その他電波法等の問題で、船舶乗組員組合の通信士の資格が變つたことがございまして、その際に、いろいろ三級から二級に、二級から一級に、通信士の資格取得が非常に困難だ。さういふことからして、当時、私立無線学校というものが九十校ぐらいあつたと思ふのです、三十二年現在において、そのうち、二通以上の資格の取得が非常にこの学校では困難だ。そこで、郵政省が三十二年六月に二通、三通だけでなく、無線技術者を含めた再教育をやるという方針をきめたのです。さうして、いま駒場のところにある電波訓練所というものを六月一日から開校したんです。さうして、さうして受験資格が、二級は五年、三級は三年の経験を有する者、費用は、選考料五百円、入学金千円、月謝二千円というものをやつた。そのときに、経営の主体として、公益法人として日無協というものができたのです。その経緯に間違ひないでしよ。さうして現在、日無協は月謝三千円ですか、十カ月をつくり前納制で、入学に約四万円要するけれども、そのほかに自治会費を納めて、かなり金を取つてやつておるわけですね。こゝういふ日無協というものが、船舶協とか

船舶協会とか、さういつたいろいろな団体との關係を持つてやられてゐると私は思ふのですけれどもね。一体、日本の電波行政というものは、試験制度と並行して、かつて通信官吏練習所で無試験で一級ないし二級の資格を付与しましたね。さういつた制度が戦後なくなつてゐますから、試験にたよることになると非常にむづかしい。合格率は低い。したがつて、行官等が、現状の船舶海運の事情からして、造船も倍になるといふ事情からして、通信士が、幾らオートアームつけて人を減らしてみたら、逆に船が多くなると人が足りないういふことになつてくるので、いづれにしても、この通信士の養成が問題になつてくる。ですから、私は、さういふ意味において、設置法の四條というものがこゝういふ面にも發動されてゐると思ふのです、いわゆる郵政省がめんどう見ていくということが、ですから、講習会自体が——もとに戻つておれば、さういふ面にも、講習会自体が、郵政省がやつておればこれはおかしいとか、あるいは汚職が起ることとか、さういふものとはぼくは別だろと思ふのです。あなたたちは片手落ちのことをやつてゐる。設置法第四條というものを十年間掲げて講師を派遣してやつてきたことが、これは間違ひだ、こゝういふ率直な批判をあなた方がするならば、理由があるから率直に聞かしてくれと言つと、別にない。ただ、一級、二級の日無協の講師の諸君だつて、本省關係二十四名のうち五名が検定課の汚職だつたといふあの汚職事件が発生した、当時、さういふ事実まで私は知つてゐるわけだ。だから、片手落ちなんだ。さういふ日無協あたりには介入する人たちの關係において、地方監理局で一生懸命無線技術者、電話局のために養成やつてきた人たちが、同じように見られて、仕事をやつち、いかぬといふのは、さういふことはぼくは設置法第四條に反してゐると思ふ。大臣が何と言つて、さう思ふ。ですから、その反省がなければいかぬですよ。これは局長、ほんとうにこの点は、もう少しあなた方は部下を信頼してやるべきですよ。だから、あの一

通、二通の試験問題が暴露されたということについては、これは問題ですよ、確かにね。だからといって、変えることはよくないと思うのだが、制度をね。せっかく国家試験運営委員会というのをつくって、全部の問題を中央で出すことについて、それはよくないと思うのです。そうであれば、今度は講習会に行っても、その人が問題を出すのじゃないから、だから、講習会までやめるとすることは、これは明らかに職員に対する侮辱行為ですよ。こんな、人をばかにした話はないですよ。採点だって、五人か六人の人たちがやっているのじゃない、いわゆる運営委員会の中できめられている出題の採点は。だから、そこまで人を信用しなくなったら、これは電波の部門、一般会計の中で公企体と比べれば、三号も二号も賃金が安いのだ。そんな中で、同じ郵政省の中で一生懸命現状の電波行政に協力している諸君は、何のかんばせめて仕事ができますか。こんな、人をばかにしたようなやり方はおかしいですよ。これらの反省というものがよくはなき、おかしいと思うんだよ。だがが命令したか知りませんよ、私は。

○政府委員(宮川岸雄君) 先生のお話、いろいろとわれわれも考えるところがたくさんあると思いますが、先ほどもお話ししましたように、われわれと申しますか、私、電波監理局の局長といまして、部下を信頼し、また愛するという点におきましては人後に落ちないつもりでございます。先生の御指摘のように、東京に起こりました事件によりまして、地方にこういうふうな講習会の中止ということが起こったということも、確かに事実でございますが、あの当時、私といたしましても、部下の職員をあくまで信頼して、決してわれわれの部下の職員にそういうことはないという確信のもとに仕事をしておったわけでございますが、やはり外部からの批判というものは相当強く、国家試験の検定ということと講習というところが同一人、同一の課員によって行なわれるということに対しては、相当疑われるということは事実

でございます。李下に冠を正さずと申しますか、そういうようなことで職員が疑われるということになりましては、結局、職員に非常に気の毒であります。やはりこれは疑われないような、それが見ても、なるほど電波監理局の検定関係の仕事はちゃんと筋が通ってやっている、あそこには汚職などは起こりつけないのだという形を世間の人に認めていただくような形にいたしまして、そして仕事を進めるのが、やはり部下職員を愛するという本来の道であるというふうに考えまして、あの場合に、ああいうふうに緊急措置をとったのでございまして、決して職員を信頼しない、汚職がありそうだからというようにことでやっていたのでございまして、何度も申すようにでございますが、世間の批判に對しても十分こたえられるような形をつくりまして、そしてやること、電波監理局の仕事、また、電波監理局の職員としても、そのほうが仕事しやすいのではなからうかということを考えましてやりまして、それ以外には他意はないわけでございます。先生の御指摘の点につきましても、今後いろいろとよく考えて、反省すべきものは反省し、再考すべきものは再考しながらまめていきたいというふうに考えております。

○鈴木強君 ぼくは日無協の問題についてももう少し言いたいことがありますけれども、問題が問題ですから、きょうのところは、私はこの程度にしておきますが、今後そういう大事な――あなたが言うように大事な国家試験に、要するに、一定の基準で認定したものの講習を受けたら、それは無試験にする、こういう提案になっているのです。それから、そういう、皆さんがいま主張している国家試験の権威を高めるといふ意味において、これは白井委員からも前回質問があったようですが、これはたして資格試験としてレベルダウンするのじゃないかというような心配がぼくにもあるわけですよ。したがって、あなた方がこれから政令か何かきめるのですが、この点は、その場合に一体どこにそういう基準を与えて、その基準とい

うものは一体何なのか、認定の基準というものは。それから、たとえば特殊無線技士の場合をとってみても、無試験の場合と、そうでなくて試験をやる場合とあるわけでしょう。二つになりますね。そうすると、認定なら認定にしてしまえばいいと思うのですが、認定にしたなら、講習を受けなかった者は、やはり受験のチャンスを与えなければならぬから、二本立てになって複雑になると思うのです。ですから、認定というのは、一体、だれが講師になって、一体、どういう内容において基準を定めてやらせるのか、特殊無線とか、電話無線とか、電力会社とか、警察とか、いろいろあります。そういうものにまかしてやろうとしているのか、そういうような点が非常に不明確なんです。ですから、政令事項的になると思うのですけれども、現在考えておられる認定の基準、こういうものはどうなのか、伺いたいです。

○政府委員(宮川岸雄君) 先生のお尋ねの、この養成課程を修了した者に無試験で資格を与えるというところが、従事者の技能、知識の低下を来たすのじゃないだろうかというお尋ねでございますが、そういうようなことがあってはならないものというふうに、注意してやってゆきたいと思っております。そのためにはやはり、養成課程の内容といふものを、相当厳正に基準を定めて認定していかなければならないと思ひます。講師等におきましても、十分に無縁従事者としての資格もしくは経歴というようなもののある者で、講師として適当であると認められる者が講師になるということ、これは一つの認定の基準になると思ひます。

また、その教程、教科課程でございますが、そういうようなもの、あるいは授業時間、授業科目というようなもの等につきましても、十分これだけで、それを履修すれば、従事者としての資格、知識、技能が修得できるという内容を持っているもの、そういうことになっていかなければならぬというふうに考えております。

また、その養成の実施の主体というものも問題があらうかと思っております。でき得べくん

ば、公共的な性格を持っているもの、いま御指摘の警察庁とか電電公社とか、そういうような公共機関が行なう場合、または漁業組合その他実際にそういう無縁従事者の養成を直接に必要としているという公的な組合、そういうようなものに対して、ただいま申し上げましたような認定の基準で厳正な認定を行ないまして、そして、それをこの資格認定の対象にいたしていきたいというふうに考えておるものでございます。また、そういうような資格が欠除すれば、直ちに資格と申しますか、その認定の基準からはずれたようなことがあれば、十分これを監督していかなければならぬ点などにつきましても、十分気をつけていきたいというふうに、いろいろと今後努力すべき点はあるかと思ひますが、以上のような考え方でいたしたいと思っております。

○鈴木強君 その講師ですけれども、実際にはどういう資格を持っている人かよくわかりませんが、けれども、たとえば一級無線通信士あるいは技術士、あるいは二級ですね、と同じような、そういうような資格を持った人なのか、あるいは、どこか学校のそういう無縁関係の資格を持っていないか、先生とか、技術者の資格を持っていても、通信士の資格を持っていないとか、いろいろあると思ひますが、そういうたやはり、いずれにしても、国家試験の資格を持っている人たちのことですか、あるいは一級ないし二級の……。

○説明員(藤木栄君) お答え申し上げます。講師の資格の詳細につきましては、現在検討中でございまして、まだ詳しく申し上げる段階に至っていないわけでございますけれども、一応いろいろな講習の科目がございまして、その科目に応じて資格を定めたい。たとえば国内の法規といったような科目は当然あるわけでございますが、そういう法規を教える先生としましては、当然現在の通信士の、たとえば一級、二級の通信士の資格を持っているとか、あるいは無線通信に關してある程度の年限の経歴を持っているとか、そういうことを考えております。

○鈴木雄君 いままで監理局でいろいろと講習に行っておられたわね。そういう従来の講習上からして、電波監理局が設置法によって助成し、促進するという、そういう精神に基づいてやはりやる場合も、これはあり得るわけでしょう。それはどうですか。

○政府委員(宮川岸雄君) 従来の講習をすべてそのまま認めていくということでもございませんけれども、従来からわれわれの職員が講師に派遣されたには、まあ派遣しなければならぬ理由があつたわけでございます。電波監理局職員以外の者において十分ない講師が得られないというやうな場合、これは当然電波監理局職員が講師に行かなければ実際の講習が行なわれませんので、そういう形をとらざるを得ないかと思ひます。したがひまして、そういうやうな考え方のもとに、従来からの講習というものを考慮しながら、今後講師の派遣も一部考えてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木雄君 これ最後ですけれども、この「郵政省令で定める基準に適合するもの」という、この認定の方法については、まあ法律の一つの逃げ道であつて、われわれはできるならばはっきりしたいんです、法律において、しかし、まあなかなかむずかしい点があるから、この政令事項に委譲されるのでして、たいへんこの法律審議の際に困るところなんです。だから、われわれはできるだけ詳しく聞いておこうと思うのですけれども、しかし、法律施行までの間に、さらに検討されると思ひますが、現段階においてのあなたの方の意見を伺うにとどまるんですけれども、ひとつこれは願わくば、われわれ非常に関心を持っています、これは、ですから、政令等で最終的にきめる場合には、ひとつ、どういう方法にしても、われわれの意見を聞いてもらへるやうな措置をとつてもらへますか。どうですか。

○政府委員(宮川岸雄君) そのことにつきましては、衆議院の議論におきましても、そういうやうな御意見がございまして、私たちいたしまして

は、この問題は十分各方面の御意見を聞き、ことにこの通信委員会、あるいは部会というやうな方々の御意見を十分聞いて、御説明をしながらきめていきたいというふうに考えております。それからなお、これは政令ではございせん、省令で定めたいと思つておりますが、当然聴聞にかかりますので、その場合におきましても、各方面からの意見が十分こへ反映するやうにしたいと思ひます。

○鈴木雄君 それで最後の私は要望なんです、さつきもちょっとお話ししたやうに、OT、PT法というのです、理学療法士、作業療法士、こいうものが通つたときに、各都道府県において試験をする。これについては、旅費を支給する。厚生省から講師をおそらく派遣してやる、こいうやうな点は了承されているんです。ですから、私は、あまり積極的になつて誤解を招いてもいけないけれども、しかし、十年間のこの無線技術者の養成に対する貢献というものは、ぼくは非常に大きいと見ています。ですから、特にこの二万人近い方々で僻地の人、しかも、講習の補助金とか設備の補助金なんかは、これは農林省から出ているんですよ。それから地方自治体でも、それぞれの漁業無線発達のために援助金を出しているのです。ですから、政府が講師を派遣して、適正な知識を与えていくということ、ぼくは当然の義務だと思ふのです。しかも、試験制度は中央でちゃんとやることになつたのですから、今回は、多少とも疑義を持たれた点もなくなつていくことですから、こいうした厚生省の法案等について、この点も十分ひとつ考慮していただいて、その基準を設けるといふことについては、非常にこれはほんとうに大事なことです。あなたの方の頭に置いて善処してもらいたい。

あとまあ電波専門業務とか、私は非常時の場合の通信設備なんかについても聞きたかつたのですが、時間が過ぎたので、横川委員の質問を期待して私は終わります。どうもありがとうございます。

○横川正市君 答弁は簡単にしてください。簡単でわかれたいのです。船船あるいは沖合い漁業等に就航している船の無線局は、無線局開局については、その規模においてそれぞれ違うと思うのですが、沖合いの場合、まあいわば十トン未満とか三十トン未満とかこいうやうな場合の無線局、それから五十トン以上とかこいう無線局の開局についての、何とこいうか基準みたいなものに違いがありますか。

○説明員(藤木栄君) お答え申し上げます。結局、沖合い、いわゆる日本沿岸等を航海する船と、それから遠洋航海をするということになります。と、結局、その通信をやるためには、周波数であるとか、電力であるとか、あるいは電信や電話の違ひによつて、いろいろやはり階級がございまして、たとえば、ごく近海で魚をとるこいうやうな場合であれば、一ワット程度の無線機でも十分でございます。しかし、遠洋または鯨をとるとか、何かさういつた遠くまで行きますと、これはやはりまあ五百ワットであるとか、あるいは一キロワットであるとかこいう大電力を使ひまして、しかも、周波数も短波を使わなければならないこいうたやうなことで、当然区別がございまして。

○横川正市君 この国際条約が何かでは、その点どうなつていくのですか。日本の大体内法といふのは、条約に基づいて制定されているわけですから、さうすると、アメリカの場合であっても、あるいはイギリスの場合であっても、国内法といふことになれば、さう違ひのないものが制定されているのだらうと思ふのですが、それはどういふふうになつていきますか。

○説明員(藤木栄君) お答え申し上げます。今日、もちろん現在の電波法は、国際条約上、無線規則に基づきまして制定されておりますので、国際的な違ひといふのはそれほどないと思ひます。ただし、こまかい点になりますと、たとえば周波数をどこからどの周波数を使うとか、短波帯につきましても、どこを使うこことはございまして、その国々によつて多少違ひというこはござい

○横川正市君 具体的には、最近問題になつてゐるLSTといふこの輸送船舶は、これは一体商船なんです。それとも、これは軍の用務をやる、さういふ船舶なんです。こいう地位にある船舶ですか。

○説明員(藤木栄君) LSTは御存じのやうに、米軍の船でございまして、まあ電波法とは直接関係がないこでございまして。

○横川正市君 このLST乗員の採用状況は、これは外務委員会その他で論議をされて、直用に委わつたやうですが、この場合、国際電氣通信条約その他から推して見て、日本の船員が乗船する場合に、たとえば、その条約に基づいて無線局を持たなければいけないし、それがまた基準に従つた内容を要件として持つていなければならぬし、それから当然これに乗り組む船員の資格について、それぞれ現行の資格基準に適應した免許状を持つた者でなければならぬこいうやうに思ふのですが、たとえば、あつせんの場合には、もちろんその資格要件を検討されると思ふのですが、直用になつた場合、どこでこの資格その他についての、さういふ者が乗つていくか乗つていないかこいうことについての、何といひますか、チェックといひますか、さういふ者を乗せなければならぬこいう、いわゆる国際条約に基づいての具体的な取りきめに合つていくか合つていないか、これを判断するわけですか。これは軍艦だから全然関係ない、こいうことですか。

○説明員(藤木栄君) 先ほど申し上げましたやうに、軍の用船でございまして、現在の国際条約あるいは電氣通信条約と申しますか、あるいは海上人命安全条約、さういふものはすべて排除されておりますので、先生の御指摘のやうな問題は全然関係がないこになります。

○横川正市君 これは、アメリカの船にアメリカ人が乗る場合は問題ないのじゃないかと思ふのです。いわゆるアメリカ軍のさういふ機構の中に、アメリカ人が事実上の通信の用に立てるために

は、たとえば軍の中で養成をして間に合えばいいわけですから、間に合うようにしてやるわけですね。それから日本の自衛隊の場合には、これは一般法規あるいは国際条約というようなものは関係なしにやれると思うのです。しかし、LSTに乗り組んでいるのは一般船員であり、一般通信士なわけ、その点は一方的に軍の範囲というふうにはやれるようなことではなくて、何か混合しているようなことになっているわけ、そういうものに対しては、国内法というのは全然適用しないということになりますか。

○説明員(藤木栄君) お答え申し上げます。

国内法は全然適用できません。米軍の船であるということから、国内法の適用はございません。

○横川正市君 そうすると、これは通信士が乗っていないけれども、国際条約にも違反しないし、それから無線局がなくても、一向に關係ない、こういうことですか、實際。

○説明員(藤木栄君) そのとおりでございます。

○横川正市君 いま鈴木委員が質問をいたしておりました項目ですから、深くはお聞きいたしません、この日本無線通信協会というような養成機関をたえば認定する場合にも、その基準になっているものは、これは通信士養成の結果から推して、どの程度のものならばいいのか。たとえば去年のこの通信協会の合格率を見ますと、大体昔は七〇%ぐらいだったそうですが、去年は四〇%と低下をした。こういうことは、いわゆる認定の資格基準みたいなものがあれば、いかにもこれは率が低いということになるわけですね。そうであるに、逆に今度は、いわば試験の程度が非常に必要以上に高いという場合には、これは矛盾点としては出てこないわけですが、その試験の程度の問題とかみ合わせて勘案した場合に、一体、この学校認定というのは、どういう資格を持ったところに与えられるのか。この点については、大体電波行政の面でどう考えられますか。

○政府委員(宮川岸雄君) 御指摘の財団法人日本無線通信協会は、これは郵政省が認可いたしました公益法人でございます。別に電波法による従事者の関係の認定をしているわけではございませんので、こういう日本無線通信協会が、先ほどもちょっと御説明しましたように、再教育を目的とした養成機関であるという点につきまして、電波監理局としての監督をしたほうがいいだろうという意味で、郵政省が認可した財団法人になっております。

ただ、その場合に、そこで再教育を受けた者の合格率が非常に悪いというようなことが起こりますれば、何らかそこに欠陥があるなり、組織に考えなければならぬ点があることになりまして、で、そういう場合につきましては、私どもの責任というわけではございませんが、十分にその当事者とも話し合せて、できるだけのことはいたしてまいりたいというふうには考えております。

○横川正市君 養成関係では、水準が非常に高く合格率がそのために低いというのが、一般の評価になっているという点については、どうお考えになりますか。

○政府委員(宮川岸雄君) ちょっと御質問の意味をよくとれないで、まことに申しわけないのですが、この日本無線通信協会の再教育の場合の合格率は、ごく最近の結果におきまして少し悪くなっているという点は確かでございますが、そういうものが、どこら辺に問題があるかということにつきましては、なお検討いたしたいと思っております。

ただ、全体に試験の合格率が非常に低いかどうかという問題につきましては、まあ特に第一級の無線通信士のような場合、非常に試験問題がむずかしいというようなことも聞いておりますが、やはり必要な最小限度の資格、技能というものを判断するための試験ということは必要でございますので、その場合に、試験そのもので合格率が非常に低かったということでもございまして、直ちに

試験そのものに対して検討を加えるということではなく、むしろ、その場合には、養成機関とかいうようなことに問題を持っていて、そうして、その試験の合格者を少しも高めるように努力したい、そういうふうな考えております。

○横川正市君 そこで、これは一つの具体的な方策について聞きたいのだけれども、合格率を高めるためには、いま言ったように、養成機関とか、あるいは認定された学校の持つております、何と申しますか、非常に合格率を高めていくような内容の充実生といえますか、そういうものが両々相まって合格率が高くなっていくのだろうと思うのですが、その場合に、たとえば、いまの電波高校ですか、あるいはこの電波高校と比べてみて、より高い性質を持った——これは電波高校を専門学校といえ、専門学校の上にとえば短期大学のような、そういった性格を持ったものというふうな、養成機関というものを、これを当然文部省との間で話し合せて、それを早急につくっていくという努力があつていいのじゃないかと思うのですが、これは私の考え方、一体、高めていくためのどういう努力を郵政ではされているか、その点お聞きをいたしたいと思います。

○政府委員(宮川岸雄君) この日本無線通信協会というものができましたのも、再教育による試験の合格率を高めるための一つの手段でございますが、一般の無線従事者の養成に關係のある課程を持つていられる学校、そういうものの卒業生に対しまして、直ちに資格を与えるということは、現在の国家試験制度その他から、いろいろ關係があつてなかなかむずかしい問題と思ひます。けれども、予備試験の免除であるとか、あるいは一部の科目の免除というふうなものの資格を、特権を高等学校あるいは大学の卒業生に与える、それによつて合格率を高めていくのが現状じゃないかと思ひます。

○横川正市君 やはり電波行政の中で一番問題なのは、養成機関といえますか、あるいは養成機関

の中にも、具体的には、いまのような無線協会のようなものとか、あるいは実質的には、これは学校制度というふうな二面がある。いままでのそういう二本立ての養成機関の実質的效果があつておらないというふうな判断をされる場合には、もっと適切な施策が必要で、それから、これで十分だというのなら、私は逆の意味で、一体どうして合格率が低いのか。合格率の低いというのは、試験の内容にきわめて高い水準が要求されているから、もっと実務その他から勘案してみれば、試験の内容というものをもう少し水準を下げてみれば、試験の成績というものをもう少し上げてみれば、いいのじゃないか。その水準を下げてみれば、という中には、三級の予備免許を持つていた者は、たとえば何年たてば三級の免許に変わるとか、三級の免許を持つておいた者は、何年たてば二級になるとか、二級は何年たてば一級になるとかというふうな、そういう実務の面からいつて支障のない者については免許を与えてもいいじゃないかというところまで、事実上の操作としてやれるかどうかという点が出てくるのではないかと申すのでありますが、その点の一連とした電波行政の面での考え方というものは、どういう考え方で進められているのか、その点ひとつお伺ひいたしたいと思います。

○政府委員(宮川岸雄君) これはなかなかむずかしい問題でございます。無線従事者の資格というものは、やはりその業務にマッチした、合いましたところの知識技能を有していなければ、人命財産に直接關係するものもございまして、直ちに合格率が悪いとかというふうなことで、あるいはむずかしいというふうなことのために、この試験の内容、程度を下げるということは考えものであろうかと思ひます。

ただ、そういう知識技能を持つておりながら、実際の試験のときにそれで落ちてしまつて、何らかのことで落ちてしまつて、そのために合格率が悪く、そして所定の通信士の数が得られないというふうなことになるれば、またこれは問題がありますので、いままでのところは、先ほどから申

を通じて来る場合であっても、国が必要とする場合には、国が養成せにいかぬわけですよ。言つてみれば、私立学校に入つて肩書きをもちたいということも一つだろけれども、やはり一つの目的と、それから自分の何といひますか、希望というものをもち、そしてやりたいという者について、ある程度必要ならば国がめんどうを見てやるということが必要なんじゃないか、この三つが、私は、ある程度備えられれば、いまの問題点は解決するのじやないかと思つたので、この点について努力してもらつて、この点を要望して、私の質問を終わります。

○委員長(占部秀男君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(占部秀男君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(占部秀男君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。電波法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(占部秀男君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(占部秀男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、有線放送電話の独立法制定に関する請願(第二二六九号)(第二一九三号)(第二二〇七号)

第二二六九号 昭和四十年四月二十四日受理

有線放送電話の独立法制定に関する請願

請願者 福井県武生市平出町二〇ノ一一武生市農業協同組合長 山西太右衛門外十六名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一五六三号と同じである。

第二一九三号 昭和四十年四月二十六日受理

有線放送電話の独立法制定に関する請願(八通)

請願者 京都府船井郡丹波町大字高岡小字高岡二四ノ二竹野農業協同組合長 小林美外七名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一五六三号と同じである。

第二二〇七号 昭和四十年四月二十六日受理

有線放送電話の独立法制定に関する請願(二十二通)

請願者 埼玉県北埼玉郡大利根村大字北下新井一、六七九ノ一大利根村放送農業協同組合長 篠塚紉夫外二十一名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一五六三号と同じである。

通信委員会会議録第十四号中正誤

ページ 段行 誤 正
二一七 無線士 無線技士

昭和四十年五月十八日印刷

昭和四十年五月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局